第八條　本會々員ニシテ疾病其他ノ不幸ニ遭遇したる時は其部会より幹事会を開き協議の上適當なる慰問又は見舞金を贈呈するものとす

第九條　本規約に記せざるものは一般通則に遵ひて之を決し尚疑義あるときは役員会に於て之を決す

大正九年三月

立憲労働義会幹部
東京畳職工仝盟会　以上

行動

一、大正九年四月十五日麻布区森元町貸席高砂ニ於テ発会式挙行来会者約八十名ニシテ左記決議ヲナシ役員ノ選挙ヲ行フ

決議

(一)、畳職工ニハ一日ノ勤務ニ對シ最低日給ヲ左ノ割合ニ依リ支拂ハレンコトヲ要求ス

(イ) 平日縁手間　金三円五十銭以上
(ロ) 筋縫ノ床手間　金三円五十銭以上
(ハ) 上敷仕立　金三円五十銭以上
(ニ) 紋縫ノ床手間　金三円八十銭以上

(二) 東京畳製造仝業組合ハ畳職自由職工タル吾人ト生産改良並ニ賃銀其他一切ニ付誠実ノ協定ヲ遂ケ其組合定款並ニ施行細則中使用人ノ権利ヲ無視シテ之ヲ不当ニ圧迫スル適用ノ規定ハ任意ニ削除シ速ニ改正セラレンコトヲ望ム

(三) 重要物産仝業組合法ヲ改正シテ組合員業者中少数者ノ専横又ハ其利益ヲ壟断ニ陥ルヲ防止シ仝業者及関係従業者ハ普ク利益ヲ均霑セシメンコトヲ期ス

(四) 吾人畳製造従事者ハ我国体擁護ノ下ニ一般労働者ノ自覚並ニ其地位ノ向上改善ヲ図ル為メ健全真摯ナル労働聯盟ヲ賛ス

大正九年四月十五日
東京畳職工仝盟会

一、仝年四月廿二日発会式ノ際決議シタル事項ヲ仝業組合長タル浅草区小島町相田次郎ノ許ニ提出セルモ拒絶セラレタリ

一、仝年五月廿四日芝公園協調会館ニ於テ総会開催 (1)畳職工ノ最低賃金ヲ三円六十銭トスルコト (2)失業者ハ当分右工組長ノ許ニ於テ畳ノ製造ニ従事スルコト (3)職業紹介ヲ挙行スルコトノ三項ヲ協議シ尚第一項ノ賃金問題ニ関シテ同側ノ承認ヲ得サルトキハ決定書ニ署名契約ヲナスコトヲ決議シテ午后六時散会セリ